

久喜市議会
令和3年2月定例会追加議案

議 案 目 録

議案第 33 号	久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 を改正する条例	1
議案第 34 号	久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例	2
議案第 35 号	久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運 営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例	3
議案第 36 号	久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営等に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	8
議案第 37 号	久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営等に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	29
議案第 38 号	久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運 営に関する基準等を定める条例の一部を改正す る条例	40

議案第 33 号

久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年久喜市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月21日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第34号

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険条例(平成22年久喜市条例第142号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月21日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第35号

久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中「人員に関する基準」を「指定介護予防支援の事業の人員に関する基準」に、「運営に関する基準」を「指定介護予防支援の事業の運営に関する基準」に、「介護予防のための」を「指定介護予防支援に係る介護予防のための」に、

「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)」

を

「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準(第34条)

第7章 雑則(第35条)

」

に改める。

第1条中「、第115条の22第2項第1号」を削り、「、指定介護予防支援等」を「、指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業及び基準該当介護予防支援(同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。)」に、「並びに指定介護予防支援等」を「並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援」に改める。

第2条第2項中「(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

「第3章 人員に関する基準」を「第3章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準」に改める。

第4条中「一以上」を「1以上」に改める。

「第4章 運営に関する基準」を「第4章 指定介護予防支援の事業の運営に関

する基準」に改める。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「利用者又はその家族」を「利用申込者又はその家族」に改め、「場合には」の次に「、当該利用者に係る」を加え、同条第4項中「第7項で」を「第7項に」に、「技術を使用」を「技術を利用」に改める。

第8条中「当該事業所」を「当該指定介護予防支援事業所」に改める。

第12条中「法第58条第2項」を「同条第1項」に改め、「対価をいう。以下同じ。）」の次に「の額」を加える。

第14条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4号中「第5章」を「次章」に改める。

第15条の見出し中「法定代理受領サービス」の次に「等」を加え、同条第1項中「準用する」の次に「法」を加える。

第17条中「次」を「次の各号」に改める。

第19条中「として次に掲げる事項」を削り、同条第2号中「職員」を「従業者」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条第2項本文中「の業務」を削り、同項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより相当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条第1項中「場合には速やかに」を「場合には、速やかに」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第29条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第30条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

「第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を「第5章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に改める。

第32条第7号中「解決すべき」を「支援すべき」に改め、同条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第14号の2中「歯科医師」の次に「(以下この条において「主治の医師等」という。)」を加え、同条第15号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第19号中「入院又は入所」を「入院若しくは入所」に改め、同条第20号中「退所しようとする」を「退所をしようとする」に改め、同条第21号中「主治の医師又は歯科医師(次号及び第22号において「主治の医師等」という。)」を「主治の医師等」に改め、同条第24号及び第25号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第26号中「同条第1項」を「同項」に、「介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス」を「介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス」に改める。

「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準」を「第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準」に改める。

第34条中「第2条及び」を削り、「第12条第1項」を「第12条」に、「法第58条第2項」を「同条第1項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は規定されているもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第32条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付者」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的

方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第5項及び第28条の2(これらの規定を新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第19条(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第19条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(同号に掲げる事項を除く。)」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

令和3年2月21日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第36号

久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年久喜市条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針並びに人員、設備」を「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員」に、

「附則」

を

「第10章 雑則(第204条)

附則」

に改める。

第1条中「第78条の2」を「第78条の2の2」に改める。

第3条の見出し中「一般原則等」を「一般原則」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「政令で定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。」を加える。

第6条第2項中「、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員」を「その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者」に改め、同項ただし書中「第1項第4号ア」を「前項第4号ア」に、「特に」を「指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項ただし書に規定する特に」に改め、同条第5項中「ない場合」を「ないとき」に改め、同項第1号中「指定短期入所生活介護事業所をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「指定短期入所療養介護事業所をいう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号

中「指定特定施設をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「指定地域密着型特定施設をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加え、同項第11号中「(以下「平成18年旧介護保険法」という。)」を削り、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、同条第11項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改める。

第7条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第8条第4項中「第49条」を「第49条第1項から第3項まで」に改める。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号」を「久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年久喜市条例第25号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第14条第9号」に改める。

第16条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第23条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第25条第3項中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同条第4項中「次条第11項」を「次条第10項」に改める。

第26条第2項ただし書中「内容及び」を「内容並びに」に改める。

第30条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第3項中「又は当該市の職員」を「又は市の職員」に改める。

第39条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員」を「市の職員(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員)」に改め、「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者

等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改める。

第43条第2項中「第42条第2項第3号及び第4号」を「前条第2項第3号及び第4号」に改める。

第44条第2項中「次の各号」を「次」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条第2項中「その他」を「指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する」に改め、同項ただし書中「特に」を「同項ただし書に規定する特に」に改め、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てること

ができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第48条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第49条第4項中「第8条」を「第8条第1項から第3項まで」に改める。

第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第55条中「(以下この章において「運営規程」という。)」を削り、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この項において「指定訪問介護事業所等」という。))との密接な連携」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲

内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第58条第2項中「次の各号」を「次」に改める。

第59条中「第33条から第38条まで、第40条及び第41条の規定は、夜間対応型訪問介護」を「第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護」に、「、第19条、第33条及び第34条」を「中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第55条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(」に、「夜間対応型訪問介護)」を「指定夜間対応型訪問介護」に改める。

第59条の2の見出しを削る。

第59条の3第1項中「第4節」を「以下この節から第4節まで」に改め、同条第2

項中「第3節及び第4節」を「以下この節から第4節まで」に改める。

第59条の4ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第59条の5第2項第1号イ中「ア」を「アの規定」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「ただし書の場合(」を「ただし書の場合において、」に、「場合に限る。）」には「ときは」に改める。

第59条の7第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する」に改める。

第59条の9第2号中「利用者の」を「利用者一人一人の」に改め、同条第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号前段中「提供する」を「提供するものとする」に改め、同号後段中「特に」を「この場合において、特に」に、「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「市の職員」の次に「(当該指定地域密着型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員)」を、「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第59条の19第2項中「次の各号」を「次」に改める。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条」を「運営規程(第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の20の2中「指定放課後等デイサービスをいう」の次に「。同号において同じ」を加える。

第59条の20の3前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「及び第59条の2」を「、第59条の2」に、「、第59条の5第4項」を「及び第59条の5第4項」に改め、同条後段中「第34条において」を「第34条第1項において」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「前項ただし書の場合(」を「前項ただし書の場合において、」に、「場合に限る。)」を「とき」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に、「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の21中「第4節」を「前節」に改める。

第59条の23第2項中「従事する者」を「従事するもの」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第59条の26第2項中「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条第4項中「ただし書の場合(」を「ただし書の場合において、」に、「療養通所介護以外」を「指定療養通所介護以外」に、「場合に限る。)」には」を「ときは」に改める。

第59条の31第3項中「訪問看護計画書をいう」の次に「。以下この節において同じ」を加える。

第59条の34中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の37第2項中「次の各号」を「次」に改める。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第61条第1項中「特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)」を「特定施設をいう。以下この項において同じ。)」に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に、「第63条第2項第1号イ」を「第63条第2項第1号ア」に改める。

第62条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する」に改める。

第63条第2項第1号イ中「ア」を「アの規定」に改め、同条第2項中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「前項ただし書の場合(」を「前項ただし書の場合において、」に、「場合に限る。)」には」を「ときは」に、「当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長」を「市長」に改める。

第64条第1項中「事業所又は施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を、「できるものとする」の次に「ほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項中「第62条第2項」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項」に改める。

第69条第1項中「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第70条第2号中「利用者の」を「利用者一人一人の」に改める。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第73条第4号中「第61条第2項」を「第61条第1項」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第79条第2項中「次の各号」を「次」に改める。

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を、「第59条の13」の次に「から第59条の18まで」を加え、「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条を「運営規程(第73条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号に、「とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」を「とあり、並びに第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」に改める。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に、「前項中欄」を「(1)の項中欄」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第82条第10項ただし書中「の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」を「(1)の項中欄」に改め、同条第11項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」を削り、「第96条」を「第96条第1項」に改める。

第83条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「の当

該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」を「(1)の項中欄」に改め、同条第3項中「第193条第2項」を「第193条第3項」に、「第111条第2項」を「第111条第3項」に、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する」に改める。

第84条中「従業者、」を「従業者若しくは」に、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第65条に規定する」に改める。

第86条第2項第2号ウ中「ア及びイ」を「ア及びイの基準」に改める。

第87条中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第90条第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第6号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第71条第4項に規定する」に改める。

第91条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第92条第2号中「利用者の」を「利用者一人一人の」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第93条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条」を「指定居宅介護支援等基準条例第14条」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に改める。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、市が定めるものをいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第107条第2項中「次の各号」を「次」に改める。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」

と、第34条」を「運営規程(第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「第70条第1項」を「第71条第1項」に改め、「除く。)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項本文中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加え、「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第111条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第91条第3項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第112条中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第92条に規定する」に改める。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第2項中「利用者の」を「利用者一人一人の」に改め、同条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第118条第1項中「第110条第7項」を「第110条第5項」に改める。

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第127条第2項中「次の各号」を「次」に改める。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条を「運営規程(第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において

同じ。))と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第130条第5項及び第6項ただし書中「当該地域密着型特定施設」を「当該指定地域密着型特定施設」に改める。

第131条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「施設等、」を「施設等若しくは」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所又は」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは」に改める。

第132条第4項第1号ア中「居室」を「介護居室」に、「1人とする」を「1人とすること」に改め、同項第4号中「居室」を「介護居室」に改める。

第133条の見出し中「説明及び」を「説明並びに」に改める。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。))」を加える。

第139条第3項中「希望、」を「希望及び」に改め、同条第6項中「計画作成後」を「計画の作成後」に改める。

第145条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第148条第2項中「次の各号」を「次」に改める。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは

「第145条に規定する重要事項に関する規程」と」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を、「2月」と」の次に「、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第150条の見出しを削る。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設設置基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準」という」を削り、同条第13項中「。以下同じ」を削り、「当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第153条第1項第1号ア中「原則」を削り、同号アただし書中「特に必要と認められる場合は4人まで」を「入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人」に改める。

第157条第3項第3号中「厚生労働大臣」を「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号に規定する厚生労働大臣」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」

を「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号に規定する厚生労働大臣」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第136条第4項に規定する」に改める。

第158条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第159条第6項中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第164条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第169条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第170条第3項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第170条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第172条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4

号に規定する」に改める。

第176条第1項中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条第2項中「次の各号」を「次」に改める。

第178条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程(第169条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第179条中「、第3節及び前節」を「及び前2節」に改める。

第180条第1項中「入居者の」を「入居者一人一人の」に改める。

第181条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「床面積等は、次のいずれかを満たす」を「床面積は、10.65平方メートル以上とする」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第181条第1項第1号ア(ウ)a及びbを削る。

第182条第3項第3号中「厚生労働大臣」を「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第3号に規定する厚生労働大臣」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号に規定する厚生労働大臣」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第161条第4項に規定する」に改める。

第183条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第187条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第188条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同条第4項中「に対しその資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改め、同項に後段として次のように加える。

その際、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなら

ない。

第188条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第190条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程(第187条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削り、「及び第5号」を「、第5号及び第7号」に改める。

第191条中「第17条の10」を「第17条の12」に改める。

第192条第11項中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同条第12項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する」に改め、同条第13項中「別に厚生労働大臣が定める」を削り、同条第14項中「第3条の4第12項の規定により同条第1項第4号イ」を「第6条第12項の規定により同条第12項第4号ア」に改める。

第193条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第3項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する」に改める。

第194条中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第173条に規定する」に改める。

第196条第2項第2号ウ中「ア及びイ」を「ア及びイの基準」に改める。

第197条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第200条第8項中「第7項」を「第6項」に改める。

第202条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第5号中「第200条第10項」を「第200条第9項」に改める。

第203条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第203条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条」を「運営規程(第203条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号に、「と、第59条の13」を「と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の

16第2項第1号及び第3号」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第178条、第190条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第31条、第55条、第59条の12(新条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73

条、第100条(新条例第203条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第169条及び第187条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項(新条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第59条の13第3項(新条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第203条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第170条第3項及び第188条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の2(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の3(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第172条第2項第3号(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)
- 9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第176条第1項(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。
(ユニットの定員に係る経過措置)
- 10 施行日から当分の間、新条例第181条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第151条第1項第3号ア及び第188条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 11 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この条例による改正前の久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第181条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

令和3年2月21日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第37号

久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成25年久喜市条例第10号)の一部を次のように改正する。

目次中

「附則」

を

「第5章 雑則(第91条)

附則」

に改める。

第1条中「第115条の12第2項第1号及び」を削り、「及び運営」の次に「並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法」を加える。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第3条の見出し中「等」を削り、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第5条第1項中「又は特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。))」を加え、「指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))」を「指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。))」に、「指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))」を「指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。))」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に、「第7条第2項第1号イ」を「第7条第2項第1号ア」に改める。

第6条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予

防サービス基準」という。)第6条第2項に規定する」に改める。

第7条第2項第1号イ中「アに」を「アの規定に」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「ただし書の場合(」を「において、」に、「提供する場合に限る。)には」を「提供するときは」に改め、「当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長」を「市長」に改める。

第8条第1項中「第72条第1項」を「第71条第1項」に、「次条」を「次条第1項」に、「第130条第1項」を「第150条第1項」に改め、「これらの事業所又は施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」を加え、「第45条第1項」を「第64条第1項」に改め、同条第2項中「第45条第1項」を「第64条第1項」に改める。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に、「第44条第7項」を「同条第7項及び第71条第9項」に改める。

第10条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を、「できるものとする」の次に「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項中「第6条第2項」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第2項」に改める。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号」を「久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第26号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第32条第9号」に改める。

第19条中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第22条第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定する」に改める。

第27条第4号中「第5条第2項」を「第5条第4項」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条第3項中「当該市」を「市」に改める。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員(当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員)又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助

言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
第39条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第42条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第7号中「利用者の」を「利用者一人一人の」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「(1) 当該認知症対応型共同生活介護事業所」に、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に、「前項中欄」を「(1)の項中欄」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第44条第7項中「以下「本体事業所」」を「以下この章において「本体事業所」」に改め、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同項ただし書中「当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に、「の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の」を「(1)の項」に改め、同条第11項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」を削り、「第67条」を「第67条第3号」に改める。

第45条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の」を「表(1)の項」に、「第3条の4第1項」を「第6条第1項」に改め、「。以下同じ」を削り、「指定地域密着型サービス基準条例第3条の4第1項」を「同項」に、「第6条第1項」を「第47条第1項」に改め、同条第2項中「第172条第1項」を「第193条第1項」に改め、同条第3項中「第193条第2項」を「第193条第3項」に、「第72条第2項」を「第72条第3項」に、「別に」を

「指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する」に改める。

第46条中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する」に改める。

第48条第2項第2号中「ア及びイ」を「ア及びイの基準」に改め、同条第5項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービス基準条例」に改める。

第49条中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第52条第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第6号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第52条第4項に規定する」に改める。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、市が定めるものをいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第59条第2項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第60条第1項中「おかねばならない」を「おかなければならない」に改める。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)及び第38条」を「第28条の2及び第31条から第39条まで(第37条第4項を除く。)」に、「第57条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程(第57条に規定する重要事項に関

する規程をいう。第32条第1項において同じ。)と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とを「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とに改める。

第66条第2項中「それらの結果」を「その結果」に改める。

第67条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、「第31条各号」を「第33条各号」に改め、同条第3号中「行わなくてはならない」を「行わなければならない」に改め、同条第8号中「利用者の」を「利用者一人一人の」に改める。

第71条第1項中「行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第4項中「前各項」を「前3項」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第5項本文中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加え、「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第6項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する」に改め、同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以

上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の研修を修了している者を置くことができる。

第72条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第3項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第73条中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する」に改める。

第74条第1項中「1又は2」を「1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項ただし書中「認めらるる場合」を「認められる場合」に改める。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第79条中「指定地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」に改める。

第80条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条(第4項を除く。)、第38条」を「から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)」に、「、第61条及び第62条」を「及び第61条」に、「第80条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程(第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。)」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改め、「、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
 - (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価
- 第88条第6号中「利用者の」を「利用者一人一人の」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項(新条例第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2(新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項(新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

令和3年2月21日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第38号

久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例

久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成30年久喜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

目次中「人員に関する基準」を「指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準」に、「運営に関する基準」を「指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」に、

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第33条)」

を

「第4章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準(第33条)

第5章 雑則(第34条)

」

に改める。

第1条中「、第79条第2項第1号」を削り、「指定居宅介護支援等」を「指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業及び基準該当居宅介護支援(同号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。)」に改める。

第4条第3項中「指定居宅介護支援事業者」の次に「(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)」を「利用者に提供される指定居宅サービス等」の次に「(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等という。以下同じ。)」を加え、同条第4項中「地域包括支援センター」を「法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター」に改め、指定介護予防支援事業者」の次に「(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)」を加え、同条に次の2項を加える。

- 6 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

「第2章 人員に関する基準」を「第2章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準」に改める。

第6条第2項中「主任介護支援専門員をいう。」の次に「(以下この項において同じ。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

「第3章 運営に関する基準」を「第3章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準」に改める。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を、「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。))がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。))によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第3項中「利用者」を「利用申込者」に改め、同条第4項中「第6項で」を「第6項に」に改め、同項第2号中「磁気ディスク」の次に「、シー・ディー・ロム」を加える。

第9条中「当該事業所」を「当該指定居宅介護支援事業所」に改める。

第13条第1項中「第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費」の次に「(同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))」を、「対価をいう。以下同じ。))」の次に「の額」を加える。

第15条第1項中「要介護状態」を「利用者の要介護状態」に改める。

第16条第4号中「介護給付等対象サービス」の次に「(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。))」を加え、同条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。))」を加え、同条第19号中「退所しようとする」を「退所をしようとする」に改め、同条第20号中「、居宅サービス計画に」の次に「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条第18号の2に規定する」を、「訪問介護」の次に「同号に規定する」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」とい

う。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第16条第25号中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に、「サービス担当者」を「サービス担当者」に改め、同条第26号中「当該計画」を「当該居宅サービス計画」に改める。

第17条の見出し中「法定代理受領サービス」の次に「等」を加える。

第19条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第21条中「事業の」を「次に掲げる事業の」に改め、「として次に掲げる事項」を削り、同条第2号中「職員」を「従業者」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条(見出しを含む。)中「居宅サービス事業者等」を「指定居宅サービス事業者等」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条中「事業所」を「指定居宅介護支援事業所」に改める。

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準」を「第4章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準」に改める。

第33条中「第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費」の次に「(同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者並びに基準該当居宅介護支援の事業を行う者及び基準該当居宅介護支援の提供に当たる者(次項において「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第16条第27号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「平成30年4月1日から平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第6条第2項」の次に「(第33条において準用する場合を含む。)」を加え、「介護支援専門員を同条第1項」を「介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)」を第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)」に改める。

附則中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所)であつて、同日において当該事業所における第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)」を第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則中第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から、第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の久喜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第6項及び第30条の2(これらの規定を新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第21条(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(同号に掲げる事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

令和3年2月21日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づく改正を行いたいので、この案を提出するものであります。